広島市インターンシップ実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、学生・生徒（以下「学生等」という。）の職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることを目的として本市が実施する学生等の就業体験（以下「インターンシップ」という。）に関する基本的事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学、短期大学、高等学校等（以下「大学等」という。）に在学する学生等とする。

（受入手続等）

第３条　インターンシップの実施に当たっては、本市が受入人数及び申込期間等を定め、本市のホームページ等により募集を行うものとする。

２　インターンシップに係る学生等の受入れを希望する大学等は、企画総務局長に対し、所定の様式により申込みを行うものとする。

３　企画総務局長は、前項の申込みがあった場合は、次に掲げる事項に留意して、実習を希望する学生等の受入れを行うかどうかを決定し、その旨を当該大学等に通知するものとする。

⑴　当該大学等において、実習開始前の学習指導、実習終了後の成果評価その他インターンシップを効果的に実施するための措置を講じていること。

⑵　受入先の課等（以下「受入課等」という。）の業務に支障が生ずるおそれがないこと。

４　前項の規定により受入れを行うことを決定した場合において、本市と当該大学等とは、インターンシップに関する協定を締結するものとする。ただし、当該決定に係るインターンシップの実施期間を有効期間に含む同協定を締結している場合は不要とする。

５　前４項に定めるもののほか、受入れの手続に関し必要な事項は、別に定める。

（実施時期）

第４条　前条第２項の受入れは、毎年８月から９月までの期間内において行うものとする。ただし、企画総務局長が必要と認める場合は、この限りでない。

（実習期間）

第５条　実習期間は、原則として１日以上２週間以内とする。

（実習時間）

第６条　実習時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、８月６日及び１２月２９日から翌年の１月３日までを除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、受入課等の長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（報酬等）

第７条　本市は、第３条第３項の規定により受入れを行うことを決定した学生等（以下「実習生」という。）に対して、報酬、賃金、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

（服務）

第８条　実習生は、本市職員としての身分を有しない。

２　実習生は、本市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

３　実習生は、実習期間中は、本市職員が遵守すべき法令等を遵守しなければならない。

４　実習生は、本市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

５　実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習期間終了後も、同様とする。

６　実習生は、実習の成果を第三者に発表しようとする場合は、あらかじめ本市の承認を受けなければならない。

（事故責任等）
第９条　実習生が在学する大学等及び当該実習生は、実習における事故等に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、当該事故等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
２　実習生が、実習において故意又は過失により本市又は第三者に損害を与えたときは、その在学する大学等は、当該実習生と連帯して、その損害を賠償しなければならない。

（誓約）
第１０条　実習生は、前２条の規定を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

（実習の中止）
第１１条　企画総務局長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。
⑴　実習生がこの要綱の規定に違反する行為をしたとき。
⑵　実習を継続することにより、受入課等の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
⑶　その他実習の目的を達成することが困難であるとき。
２　企画総務局長は、前項の規定により中止したときは、当該実習生が在学する大学等にその旨通知するものとする。

（実習の証明）
第１２条　企画総務局長は、実習生が在学する大学等からの請求により、当該実習生の実習期間、実習内容等について証明を行うものとする。

（適用除外）
第１３条　この要綱は、資格取得のための学生等の実地研修については、適用しない。

（委任規定）
第１４条　この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、企画総務局長と大学等が協議して別に定める。

附　則
この要綱は、平成２４年７月１日から施行し、同日以後に行われる学生等の受入れの申込みにより実施するインターンシップについて適用する。
附　則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、同日以後に行われる学生等の受入れの申込みにより実施するインターンシップについて適用する。
附　則
この要綱は、令和２年７月１日から施行し、同日以後に行われる学生等の受入れの申込みにより実施するインターンシップについて適用する。
附　則
この要綱は、令和３年６月１０日から施行し、同日以後に行われる学生等の受入れの申込みにより実施するインターンシップについて適用する。